

昭和六十二年十二月二十八日提出  
質 問 第 二 二 号

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の行政に関する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年十二月二十八日

提出者 竹内勝彦

衆議院議長 原 健三郎 殿

### 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の行政に関する質問主意書

高度情報社会において通信は重要なインフラストラクチャーであり、地上系の光ファイバー等による回線と空中系のマイクロ波回線、衛星通信回線を組み合わせた総合的なネットワークである。

電気通信サービスの高度化、多様化、ニーズの多様化、複合化、メディアの融合化等に対して、総合的電気通信政策を推進するためには有線、無線に対する個別的な規制に立つ現在の行政の基本的枠組み（法制度）を検討する必要がある。その根本的なものが電気通信事業法の改正であり、電電公社の民営化であった。

基本的枠組み（法制度）の見直しは細かくは様々なものがあるが、ここでは見直し検討を必要とするものとして、従来から問題とされてきた有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の行

政としての有効性についてである。

これは、有線テレビジョン放送法とも関連して将来のCATVを始め、地上線を使用した電気通信サービスの多様化、複合化の方向に行政としてこの問題の本質を把握して対処することを望むものである。

従つて、次の事項を質問するものである。

一 将来予想されるメディアの融合化、複合化に対して、地上線の行政における基本的法制度の考え方は現行の体系で対応できるのか。

二 道路管理者、電柱所有者、構造物所有者の許可のない違法ケーブルの撤去について、それぞれの所有者が監督官庁の確認のもとで自力撤去できるよう検討はできないのか。

三 通信、放送に使用される地上線として敷設する場合に、所管の郵政省の許可を得ることが必要であるとするよう検討はできないのか。

四 法治国家として、法を守り社会秩序を保っている我が国であるが、この有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を無視して営む業者が全国的に無許可、無届けで放送線を張りめぐらし、しかる後に道路使用料、電柱共架料等が高いから法に従わない、安くすれば従うといった考え方に政府はいかに考えるか。

五 道路使用料については当然、地方行政体、国の財源として入るべきであるが、その管理はどのようなになっているのか。簡単に値下げはできないのではないか。また、正確な実態を把握しているのか。

六 かかる不法業者の追認はすべきでない。それは、明らかに違法行為を行ってきた者を同法でいう業者として過去の弁済分を払えば追認する考え方は誤りであり、それを許せば申請書は必要でなくなり、行政の基本に禍根を残すことになる。従って、資格の検討、業務行為の制限等のなんらかのペナルティーを検討すべきではないか。

七 現在まで法を守り行政の指導のもとに行ってきた業者は、違法業者によりその経営が脅かされ、なかには、倒産した会社もあり行政への不信は高い。政府として、正直に法に従っている業者に対してなんらかの処置を行う考えはないのか。

八 違法業者の野放しは、インフラストラクチャーの一つである有線ラジオ放送線に対する行政の対応によつては、CATVの不法行為、NHK、民放の製作番組を放送局の同意や許諾なしに再送信を行うことができることになり、これも事後の追認を認めるべきではない。現行の法体系で対応はどうか。また、有線音楽放送の対応と同じことにならないか。

右質問する。